

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案について

平成 16 年 2 月 23 日
総合政策局環境・海洋課海洋室
海事局安全基準課

1. 背景

船舶からの大気汚染等の防止を図るための「船舶による汚染の防止のための国際条約 (MARPOL 条約) を改正する 1997 年議定書」が 2005 年早々にも発効する見込みであることを踏まえ、同議定書の内容を国内において担保し、船舶用原動機からの窒素酸化物の放出規制、船舶に使用される燃料油に関する規制等を行う等所要の措置を講じるため、本法案を国会に提出するもの。

2. 概要

(1) 船舶用原動機の規制

船舶用原動機から放出される窒素酸化物に係る基準を設けるとともに、基準に適合する船舶用原動機の設置及び運転を義務付ける。

(2) 船舶用燃料油の規制

船舶用燃料油について、硫黄分濃度の基準に適合するものの販売及び使用を義務付ける。

(3) 船舶発生油等の焼却規制

船舶発生油の油や廃棄物に係る焼却の規制等を行う。

(4) 船舶検査、証書発給、PSC(外国船舶の監督)

規制の実効性を担保するため、大気汚染を防止するための設備について検査を義務付け、検査に合格した船舶には証書を交付するとともに、外国船舶の監督を行う。

(5) その他

その他所要の改正を行う。

3. 閣議決定予定日

平成 16 年 2 月 24 日(火)

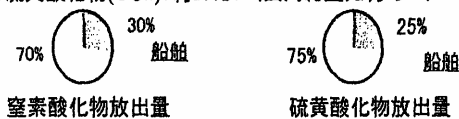
(参考)法案の概要

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案

1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約を改正する1997年の議定書の批准に伴う船舶用原動機からの窒素酸化物の放出の規制、船舶に使用される燃料油に関する規制等を行う等所要の措置を講ずる。

○船舶からの排出ガスの現状

- ①窒素酸化物(NO_x):約72万t (国内総量比約30%)
- ②硫黄酸化物(SO_x):約27万t (国内総量比約25%)



○国際的な動向等

- ①近年の窒素酸化物等による酸性雨の問題等、大気汚染防止施策の必要性の高まり。
- ②1997年に、船舶からの大気汚染等の防止を図るための「マルポール条約の1997年議定書」採択。2005年早々にも発効する見込み。

(1) 船舶からの排出ガス規制の導入(海防法の一部改正関係)

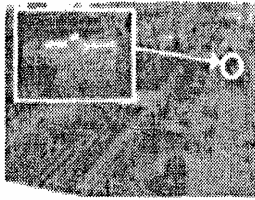
★船舶用原動機の規制

- 放出される窒素酸化物に係る基準の設定
- 基準に適合する原動機の設置及び運転を義務付け



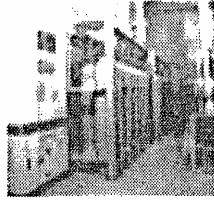
★揮発性有機化合物質(VOCs)の放出規制

- 貨物油等の積み込み時における揮発性の物質の放出を防止するため、揮発性物質放出防止設備の設置等の義務付け



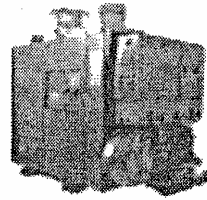
★オゾン層破壊物質に係る規制

- オゾン層破壊物質(フロン・ハロン等)含む設備(消火設備、冷蔵設備等)を新設等した船舶の航行禁止



★船舶発生油等の焼却規制

- 重金属等を含む船舶発生油等の焼却禁止
- 基準に適合する焼却設備の使用義務付け等



★船舶用燃料油の使用規制

- 硫黄分濃度等の基準に適合する燃料油の使用の義務付け等

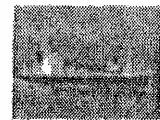


(2) 船舶用燃料の重油の販売規制等の導入(揮発油等品確法の一部改正関係)

- 規格に適合しない重油等の船舶用燃料油としての販売の禁止等

(3) 船舶検査、証書発給、PSC等による規制担保(海防法の一部改正関係)

- 規制の実効性を担保するため、大気汚染を防止するための設備の検査、証書発給、PSC(外国船舶監督制度)を導入等



(4) その他

- 独立行政法人海上災害防止センターの主たる事務所の所在地の変更「東京都→神奈川県」
- その他所要の改正を行う。